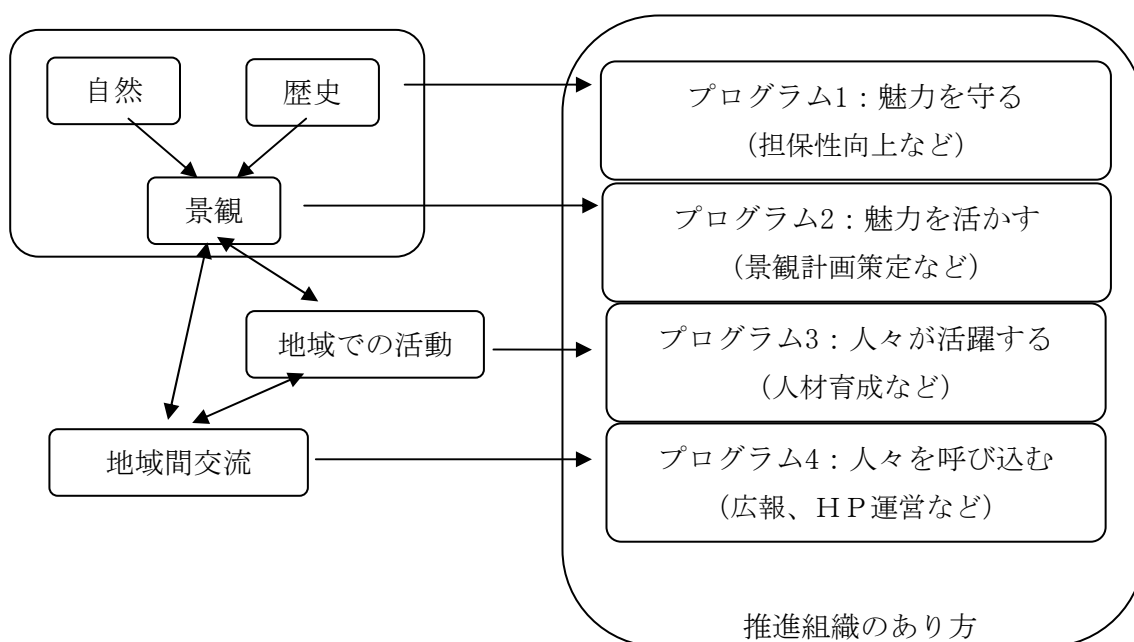


#### (4)「利根運河エコパーク（アクションプログラム）」

これまで、地域資源・拠点・エリアの発掘及び調査を行い、それらのネットワークを構築または維持・発展させることにより「自然や歴史と調和した美しい地域空間」を実現するために情報を整理した。また、その検討の結果を踏まえて、「利根運河流域宣言」「利根運河エコパーク将来像」を提示した。アクションプログラムは、エコパーク実現に向けた構想を具体的な施策に結びつけるための道筋を提案することを目的とする。



##### a. プログラム1：魅力ある地域資源を守るためのアクションプログラム

利根運河周辺地域に息づく魅力ある地域資源を効果的に活かすためには、その価値が永続的・公益的に守られることが基本となる。保全の観点から重要とされる地域について、土地の担保性を高めるための施策を推進する必要がある。さらに、重要な自然と自然をつなぐ、エコロジカル・ネットワークの形成の実現が望まれる。

##### ●施策メニュー

利根運河周辺地域において自然や歴史と調和した美しく魅力的な空間づくりを進めるためには、基盤としての自然環境が将来にわたって持続的に保全・管理されていくことが重要となる。そして、利根運河周辺地域における広域的な自然環境の将来像としては、国土形成計画においても示される予定のエコロジカル・ネットワークの形成を視野に入れることが重要である。

エコロジカル・ネットワークの実現を図るための検討としては、次の4つの視点からの取り組みが必要となる。

1. 土地利用を規制・誘導する法制度の適切な運用による土地担保性の向上
2. 永続的な担保と地権者ニーズを踏まえた行政による重要地域の買い上げ
3. 保全・管理・活用を行うための仕組みづくり、人材育成
4. エコロジカル・ネットワークへの理解・協力の推進（情報発信）

ここでは1.及び2.について、その取り組み内容を示す。なお、3.及び4.については、エコロジカル・ネットワークにとどまらず、利根運河エコパーク全体に関わる事項として別途取り上げる。

土地利用の適正な規制をはかり土地の担保性を高めるためには、単なる土地利用の規制のみならず、地権者が求める際には、行政（国・県・市）が土地を買い取る措置や管理のための支援が充実した法制度を導入することが望ましい。

指定要件及び土地買い取りの際の費用負担の面なども考慮すると、当該地域の実情に適した法制度としては、表2-5-1にまとめる国土交通省による「首都圏近郊緑地保全法」と「都市緑地法」に基づく制度の導入が有効であると考えられる。

- ・広域的な地域を対象とした取り組み→「近郊緑地保全区域」への指定
- ・保全上特に重要な地域を対象とした取り組み→「近郊緑地特別保全地区」への指定
- ・個別緑地や小規模緑地を対象とした取り組み→「特別緑地保全地区」への指定

表 2-5-1 近郊緑地保全区域および特別緑地保全地区の概要

名 称	指 定	規制区分	土地買入に関する規定・補助	指定面積現況(注)
近郊緑地保全区域	関係地方公共団体及び国土審議会の意見を聞き、環境大臣その他関係行政機関の長と協議し、 <b>国土交通大臣が決定</b>	届出	特になし	68ha（平林寺）～3304ha（荒川） ※平均：830ha
近郊緑地特別保全地区	近郊緑地保全区域内のうち、規定条件該当地区を、 <b>県（政令市）</b> が定める都市計画として決定	許可	規定あり。買入費用の55%を国が補助、県市の負担は45%	33.2ha（逗子葉山）～194.5ha（武山） ※平均：95ha
特別緑地保全地区	「都市緑地法」に基づき都市計画決定手続きを経て指定 <b>知事（10ha上）・市長（10ha満）</b>	許可	規定あり。買入費用の1/3を国が補助、県市の負担は2/3	屋敷林など0.3ha程度でも指定実績有り
（参考）野田市保全樹林地地区	樹林地（地目が田・畑・宅地以外）および一体的に保全を図る必要がある地区を <b>市長が指定</b>	届出	市長は土地買い取り協議を求めることが可能	－ （H19.4施行予定）

(注) 現況の指定面積および平均指定面積は、首都圏のみ

●「利根川・菅生沼近郊緑地保全区域」の指定拡大、「特別保全地区」の新規指定

現在、利根運河周辺地域の一部に該当する野田市の利根川河川敷は「利根川・菅生沼近郊緑地保全区域」(2,448ha)に指定されている。この指定区域を利根運河沿いへの指定地拡大、江戸川沿いの地域への新規指定、その中でも特に自然環境上の重要な区域については、「特別保全地区」への指定を目指すことが望ましいと考えられる。

<取り組みスケジュール例>

項目	初年度	2年度	3年度	4年度
対象地域の検討と区域案設定	→●			
指定への要望・調整		→		
保全区域・保全計画(案)の作成	→	→		
関係行政機関の長による協議		→	→	
住民説明会の実施		→	→	
パブリックコメントの実施		→	→	
国土審議会等への報告及び意見聴取		→	→	
保全区域の指定・保全計画の決定			●	
官報告示(効力発生)				●

※ 「特別保全地区」についても、ほぼ同時並行で検討・調整を進める

●特別緑地保全地区への指定

都市内に個別に存在する重要緑地や、規模は小さいものの重要な緑地の保全については、小規模であっても指定が可能な「特別緑地保全地区」への指定を目指すことが有効となる。

指定に際しては、面積規模によって手続き及びスケジュールが異なる。10ha 以上の場合は都道府県による都市計画決定、10ha 未満の場合は市による都市計画決定に向けた手続きを進める必要がある。

<取り組みスケジュール例>

項目	初年度	2年度	3年度	4年度
対象地域の検討と地区案設定	→			
公聴会・住民説明会の実施	→	→		
関係者との調整		→		
公告及び案の縦覧		→	→	
市(県)都市計画審議会での協議			→	
県知事(大臣)の同意			→	
都市計画の決定、告示・縦覧				●

### ●管理協定制度の活用による特典

「近郊緑地保全区域」「近郊緑地特別保全地区」「特別緑地保全地区」の指定地区においては、緑地としての適切な維持管理を支援するため「管理協定制度」が創設されている。管理協定の締結により、地権者にはメリットが得られる仕組みとなっている。管理協定の締結は、土地所有者にとって次のようなメリットがある。

- ・地方公共団体又は緑地管理機構が緑地の管理を行うことにより、地権者による管理の負担が軽減される。
- ・近郊緑地特別保全地区及び特別緑地保全地区において、相続税は特別緑地保全地区としての評価減に加え、貸付期間 20 年以上等の要件に該当する場合、さらに 2 割評価減となり、土地の所有コストを軽減できる。
- ・「近郊緑地保全区域」「近郊緑地特別保全地区」「特別緑地保全地区」等の指定地域で協定を締結した場合、緑地環境整備総合支援事業において緑地の公開に必要な施設の整備が国の補助対象となる。

### ●各県市における既存制度を活用した保全の推進

緑地等の保全・管理に関しては、各県市ごとの条例や要綱・協定等の制度による保全・管理への取り組みが進められている（表 2-5-2）。これらの制度も税金の減免や補助金交付などがあることから、利根運河周辺地域においても広域的・一体的な「首都圏近郊緑地保全法」や「都市緑地法」と合わせて活用し、緑地や水辺などの保全、ネットワークの再生を進めることが有効である。

表 2-5-2 既存制度一覧

	条 例 等	指 定 等
千葉県	千葉県里山の保全、整備及び活用の促進に関する条例	里山活動協定
	千葉県自然環境保全条例	自然環境保全地域 郷土環境保全地域 緑地環境保全地域
茨城県	茨城県自然環境保全条例	自然環境保全地域 緑地環境保全地域
埼玉県	ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例	ふるさとの緑の景観地
	埼玉県自然環境保全条例	自然環境保全地域
野田市	野田市緑地保存に関する実施要綱	市民の森（市民の森保存地区） ふるさとの名木・古木
	野田市貴重な野生動植物の保護のための樹林地の保全に関する条例（H19.4より施行）	保全樹林地地区
流山市	流山市緑化推進及び保全に関する条例	保存樹林、保存樹木
	流山市緑の基本計画	保全配慮地区
柏市	柏市緑を守り育てる条例	保護樹木、保護地区
	柏市景観まちづくり条例	景観形成重点地区
守谷市	守谷市緑の保全と緑化の推進に関する条例	保存緑地、保存樹木
	守谷市景観法の施行等に関する条例（H19.4より施行）	景観形成重点地区 景観重要樹木
吉川市	吉川市みどりの条例	保護樹林、保護樹木

## b. プログラム 2：魅力ある地域資源を活かすためのアクションプログラム

利根運河周辺地域の魅力ある地域資源を活かす上で、良好な景観の形成は極めて重要な役割を担っている。良好な景観は、地域の自然や歴史文化等と人々の生活、経済活動等との調和により形成された地域固有の個性であり、観光や地域間の交流の促進を通じた地域の振興・活性化に大きく貢献する資源と言える。

利根運河周辺地域では、今回の調査を通じて地域住民のみならず東京圏からの来訪者をも惹きつける良好な自然や歴史文化的景観の集積地域であることが改めて明らかになった。そのため平成 17 年より施行された「景観法」の適用による良好な景観形成のための支援制度の導入を想定し、魅力ある景観資源を活かすための取り組みを検討することが有効と考えられる。

### ●施策メニュー

利根運河周辺地域の景観資源の活用については、5 市におよぶ広範な地域が対象となるため、景観施策の実施者としての役割が求められる各市が共通認識のもと、利根運河周辺の良好な景観形成という目標のために、広域的な連携を図り「景観法」に規定された景観計画を共同で策定し、「景観形成事業推進費」を最大限活用することが有効である（図 2-5-3）。

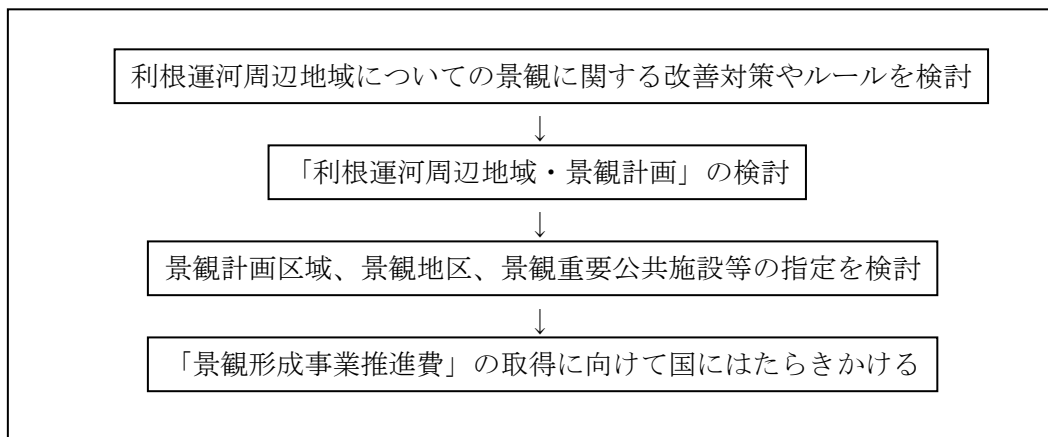


図 2-5-3 景観形成事業推進費獲得までのロードマップ

**参考** <景観形成事業推進費とは>

景観形成事業推進費とは、豊かで質の高い国民生活の実現に向けて、良好な景観の形成とこれによる観光立国の推進にも資する事業及び調査について、年度途中であっても積極的に支援・推進するためのものである。

**■対象事業**

以下の項目に該当する事業及びこれを推進するために必要な調査が補助対象。

- ①「景観法」に基づき策定された景観計画に定められた事業
- ②次に掲げる地域又は区域において行われる良好な景観形成に係る事業
  - ア 景観計画に定められた景観計画区域又は景観地区
  - イ 「都市計画法」に基づく都市計画により定められた風致地区、その他の法令に基づく景観に係る規制の対象となる地域又は区域

**■制度のポイント**

《共通》

- ① 公共事業関係費（ただし、災害復旧等事業費を除く。）に係る事業及びそれらに関する調査に使用。

《事業分》

- ② 単独府省所管事業での使用が可能。（関連事業は必要ありません。）
- ③ 原則として、継続施行中の事業に配分。
- ④ 原則として、用地費及補償費は対象とならない。（ただし、工事に付随して必要となる場合などは対象となり得る。）
- ⑤ 明許繰越は不可、事故繰越のみ可能（事前了承が必要）。

《調査分》

- ⑥ 調査の実施主体は国（地方支分部局を含む。）。したがって、調査費の地方負担はない。
- ⑦ 推進費による調査は当年度限りが原則。したがって、複数年度にわたる調査の場合、次年度以降の調査は各府省の当初予算で対応することとなる。

**【景観形成事業推進費で実施可能な施策】**

**■事業費の補助**

国直轄事業の他に、事業主体が県や市町村の場合でも、各事業の国庫負担率分（1/3～1/2）が国費として補助される。

**■地方自治体が事業主体となって実施された主な事業**

- ・河川改修事業
- ・都市河川改修事業
- ・地域連携推進事業
- ・交通円滑化事業
- ・住宅市街地総合整備促進事業 等

### c. プログラム 3：魅力ある地域で人々が活躍するためのアクションプログラム

良好な景観（自然及び歴史文化的要素を含む）を楽しむ活動や、活動を通じてより良い景観をつくり出したり維持したりする相互作用により、美しい地域空間が実現するよう、地域の資源の保全・管理や地域の魅力を伝える人材を育成する施策を実施していくことが有効である。

#### ●施策メニュー

地域経済の活性化や雇用機会の創出を目的とする人材育成を支援する国の事業として、内閣府の「地域再生に資するNPO等の活動支援」、厚生労働省の「地域提案型雇用創造促進事業（パッケージ事業）」などがある。いずれも地域再生計画に基づく実施を前提とし、事業を位置つけた地域再生計画の作成が必要となる。また、地域再生計画の中には、人材育成などソフト事業の他、地域の創意工夫による多様な地域づくりの取り組みを位置づけることが可能である。利根運河周辺地域においても地域再生計画の作成を行い（図 2-5-4）、人材育成などのソフト事業の支援事業採択を目指すとともに、地域主体による総合的な空間づくりに向けた様々な事業展開を目指すことが有効である。

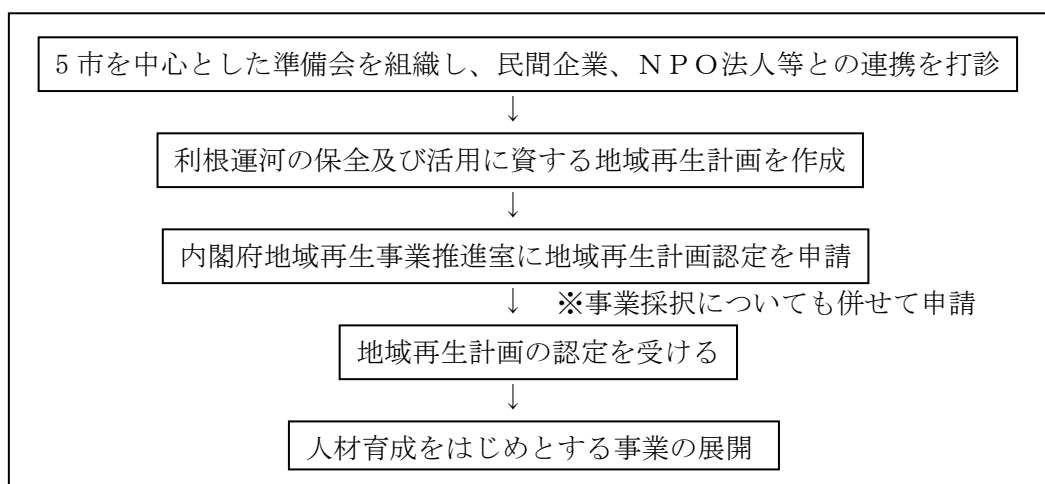


図 2-5-4 地域再生計画の認定に向けたロードマップ

#### 参考 <地域再生計画とは>

地域再生とは、「地域における創意工夫を生かした地域経済の活性化、雇用機会の創出その他の地域の活力の再生」のことを指し、「地域再生法」（平成 17 年 4 月 1 日施行）に基づき、地域の自主的・自立的な取り組みを国が支援する仕組みが整えられている。

「地域再生計画」とは、地域再生法に基づき、地域経済の活性化、地域雇用の創造を実現することを目的とし、意欲ある地方公共団体が地域の特性を踏まえつつ構想（計画）を立案し、取り組みを行うものである。その構想を実現する上で、地方公共団体は、政府へ支援措置を提案することができ、国はその提案を踏まえ支援するメニューとして「地域再生推進のためのプログラム」を決定する。地方公共団体は、このプログラムに基づいた地域再生計画を申請し、国からその計画の認定を受けることになる。

#### d. プログラム 4：魅力ある地域に人々を呼び込むためのアクションプログラム

良好な景観を活用して地域の活動が充実すれば、来訪者も楽しめる活動に発展し、また、来訪者が参加することで地域の活動に活気が生まれると考えられることから、本地域の魅力を積極的に発信し、地域間交流を盛んにして人を呼び込むことが有効と考えられる。

#### ●施策メニュー

良好な自然環境を保全し、統一感のある景観を形成し、地域で活躍する人材を育成するという、プログラム 1 から 3 までの目的は、利根運河周辺地域の魅力を更に高める施策となっている。プログラム 4 では、魅力の高まるこの地域を多くの人に訪れてもらい、いずれはこの地域に定着し、新たな人材となって活躍していくなど、より良い保全、景観形成、人材育成へとフィードバックしていく仕組みを確立することが有効である。

そのためには、この地域へ人を呼び込むことに係わる各種の主体が協働してそれぞれの特性を活かした事業を展開することが望まれる（図 2-5-5）。このような観点から、関係 5 市の観光協会、商工会、バス及び鉄道を運営している公共交通各社（地域を担当する支社又は意志決定権を持つ本社部署等）、活動団体等を構成メンバーとした協議会を設立し、周遊パスや共同キャンペーン等、利根運河周辺地域へ人を呼び込むとともに回遊性を高め、地域経済を活性化するような施策の展開を実施するための検討を行うことが有効である。

また、ホームページ、インターネット等の情報通信網を活用し情報発信を行い、アピールするとともに、キックオフイベントとして、「全国運河サミット」を開催し、利根運河周辺地域への興味を広く喚起する活動も合わせて行う。「選奨土木遺産」（平成 18 年 9 月 1 日）や「美しい日本の歴史的風土準 100 選」（平成 19 年 1 月 31 日）に選定されるなど、利根運河の地域資源としての評価が高まってきていることから、全国区の知名度を誇る地域の「たからもの」として広くアピールしていくことを目指すことが有効である。

また、この協議会を元に「実践プラン」を作成することができれば、国の「観光地域づくり実践プラン事業」に申請し、実践プランで位置づけられた区域内における国土交通省所管の各種事業が、実践プランの目的に則った形で実施されるようになる。



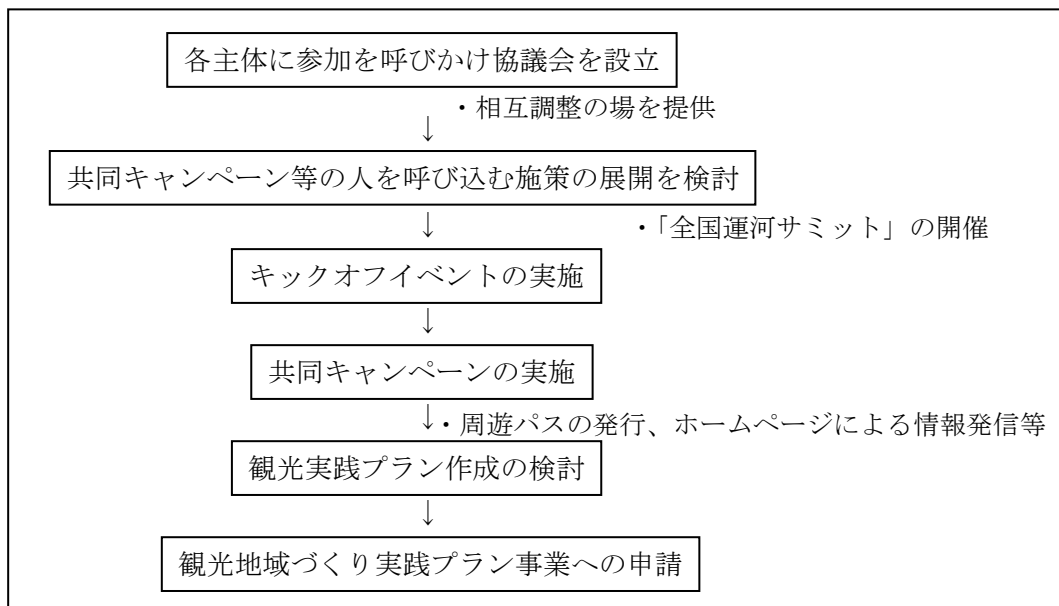


図 2-5-5 人々を呼び込むためのしくみづくりのロードマップ

●利根運河周辺地域において「運河サミット」を開催する場合の展開メニュー例

- ・シンポジウム
  - 利根運河周辺地域 5 市連携による施策及び今後の展望の紹介
  - 内陸運河であることの特徴についての事例紹介
  - 各地の事例紹介
- ・運河共同宣言 in とねうんが の公表
  - 運河を軸にした自然環境と景観の保全と調和をうたった新しい共同宣言を採択
- ・エクスカージョンの実施
  - 利根運河フットパス候補ルートの散策
  - 体験学習の実施
  - 観光協会、商工会、交通機関各社との共同キャンペーンの実施
- ・「渡し」の試験的復元
  - 江戸川、利根川の渡しを試験的に復元



高瀬舟（資料：茨城県境町）

#### e. 重点取り組み事項

核となる利根運河については、地域の自然や歴史的資源を将来に渡って守り、活かし、さらに魅力ある運河とするために、先導的な取り組みを提案する。

- ・ 利根運河の水環境改善方策
- ・ 利根運河の生物多様性に貢献する堤防草本管理と生態的回廊の形成
- ・ 新川耕地内国有地の活用
- ・ 「利根運河のフットパス」の活用展開に向けたインフラ整備

#### ●利根運河の水環境改善方策

河川専門委員会における調査・検討結果によって、利根運河の水環境改善における主要な課題は、水質向上と流量確保であることが明らかとなったことから、今後の対策として、流域の汚濁負荷量低減と導水による希釈及び流量確保に取り組むことが重要である。

#### 【流域の汚濁負荷量低減対策】

利根運河の自流水は、雨水流出と流域からの生活・工業排水等の流入によって成り立っている。そこで、水質向上を図る上での基本方策として、まず流域からの流入水の汚濁負荷量を低減することが必要であることから、野田市・柏市・流山市の流域自治体による、以下の下水道事業等の対策促進が望まれる。

3市の公共下水道計画の計画年度である平成29年度までに、BOD5.0mg/lを実現することを当面の目標として3つの対策を進める。

- 12年間で、市街化区域内の下水道整備完了を目指す。
- 啓発を強化して、水洗化率（下水道接続率）100%の達成を目指す。
- 合併浄化槽設置への補助件数を維持し、市街化調整区域内の切替促進を図る。

#### 【導水による希釈と流量確保】

河川専門委員会における下水道整備による水質の将来予測から、仮に3市の公共下水道計画が計画通り完了したとしても、利根運河の環境基準を満たすのは難しいことが予想されている。また、下水道整備に伴って利根運河に流入する水量が漸次減少することも明らかである。

そこで、利根運河の水質向上を図る上での二次方策として、また良好な水環境に資する流量確保の重要な方策として、現在も環境用水として弾力的な運用がなされている利根川からの導水方法を工夫することによって、自流水の希釈効果を高め環境基準の達成を図るとともに、今後減少する自流水の流量を補うことが望まれる。

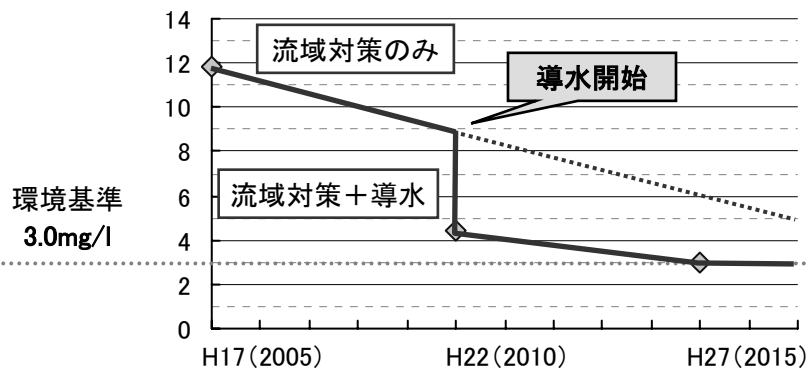
なお、導水による底泥の巻き上げの影響等については、別途検討する必要がある。

常時1.0m<sup>3</sup>/s程度の導水を行うことによって、流域の負荷低減策との相乗効果で、平成27年度までに環境基準の達成を目指す。

※水利権や導水ポンプ運転経費負担など、今後さらに詳細な検討が必要である。

### 流域の負荷低減策と導水による環境基準達成のシナリオ

- 5年後の平成22年度までに、流域の負荷低減策により BOD $9.0\text{mg/l}$ 、加えて  $1.0\text{m}^3/\text{s}$  の導水により、併せて  $4.4\text{mg/l}$  までの改善を目指す。
- 両対策をさらに5年間続け、10年後の平成27年度に、環境基準  $3.0\text{mg/l}$  の達成を目指す。
- 環境基準を達成した後も流域の負荷低減対策は継続し、基準以下に改善される分の導水は漸減させる。



□ 常時  $1.0\text{m}^3/\text{s}$  程度の導水を行ったときの利根運河の姿

流量 : $1.5\text{m}^3/\text{s}$	・ 既存魚種の生息に加え、アユの遡上や生息にも適した水深、流速
水深 : $0.4\text{m}$	・ 良好な河川景観を維持
流速 : $0.4\text{m}/\text{s}$	・ 江川地区水田への浸水は生じず

※それぞれ運河橋地点での数値

## ●利根運河の生物多様性に貢献する堤防草本管理と生態的回廊の形成

利根運河の河川区域内においては、周辺地域の良好な自然環境と相まって多数の希少動植物を含む生物多様性に富んだ区域となっている。一例を挙げると、8.5kmにわたって連なる堤防法面では、これまでに、28種におよぶ絶滅の危機に瀕する植物（環境省レッドデータブック掲載種9種、千葉県レッドデータブック掲載種26種）の生育が確認されている。平成9年の河川法改正において、治水・利水と共に“河川環境の整備と保全”が河川事業の目的に位置づけられたが、利根運河においては平成18年の「利根川水系河川整備基本方針」で、“緑豊かな水辺の回廊として人と水辺空間のふれあいの場”としての方向性が示され、さらなる環境重視の河川事業の展開が期待されているところである。以上の背景を踏まえ、治水への役割が相対的に軽減し河川区域内の環境事業への自由度が高まった利根運河ならではの取り組みを検討した。

### 【生態的堤防草本管理活用方策の検討】

利根運河で確認された希少植物の分布地点を分析すると、河道と堤防下段の境界部で生育が認められた種が圧倒的に多い。これは、従来継続されてきた堤防除草の影響が少なからず生じている可能性がある。これらの希少種の中には、既存の堤防草本管理の手法・時期・頻度を継続することが生育条件に適合している種から、当該種にふさわしいより多様な条件を必要とする種まで、様々な生態的特性を有していると考えられる。

こうしたことから、現況の堤防草本管理の実情を踏まえ、多様な希少植物の生育が可能となる効果的・効率的な管理方針と管理作業計画の検討が望まれる。希少植物は、単に自然保護上の重要性が高いばかりでなく、花が美しい等のアピール性の高い種も多いことから、盗掘対策を十分考慮した上で、堤防法面の適正箇所へ草本管理作業を通じた“希少植物による花園づくり”等の市民が水辺空間とふれあうための場づくりとしても期待できる取組みとなる。

また、近年その影響が甚大となりつつある外来植物に対する効果的防除の観点からも、生物多様性に貢献する堤防草本管理のあり方の検討が急がれる。

### 【ハンノキとミドリシジミによる利根運河エコロジカル・コリドーの形成】

利根運河沿川へのエコロジカル・ネットワークの形成が期待されているが、水質・水量及び水域の物理的連続性の改善が短期的には困難な中で、堤防等の陸上河川区域については治水や管理上の支障が生じない範囲内での、ネットワーク形成の実現可能性は少なくないものと考えられる。特に、利根運河に隣接する谷津環境との関連性を考慮した場合、ハンノキとミドリシジミがセットになったエコロジカル・コリドーの形成がふさわしい。

帯状のハンノキ群落成立の自然的・社会的条件を河川区域内で検討し、利根運河への緑の回廊づくりの実現が望まれる。

## ●新川耕地内国有地の活用

利根運河は、昭和14年(増補計画)から平成18年2月までの間、一貫して利根川から江戸川に500m<sup>3</sup>/sの洪水を配分する計画が受け継がれてきた。こうした計画の具現化に向けて、江戸川口には、利根運河から江戸川への合流の影響を小さくするために、流れを下流へと導く導水路の建設用地が、新川耕地内に約9haの国有地として確保されてきた。

その後、平成18年2月に策定された「利根川水系河川整備基本方針」において、利根運河が担うとされてきた500m<sup>3</sup>/sの配分は除外されることとなった。これを受けて、当該国有地の治水のための使用目的は外され、他の目的での有効活用が可能となった。

一方、利根運河最下流の水質は劣悪ながら、運河沿いの新川耕地における環境的価値は近年高く評価されており、当該調査においても、氾濫原耕地の自然性と希少動植物の生息状況の2指標において最高ランクの評価となった。また、当概地は、利根運河会社の跡地、ムルデルが2年間を過ごした宿舎跡等、利根運河に関する歴史の宝庫でもあり、利根運河の歴史を学ぶシンボル施設の整備を望む声もある。

また他方、地元自治体の流山市では、「流山市緑の基本計画」(平成18年3月)において、当概地に「レクリエーション・リラクゼーション機能を有する総合公園の整備を促進」することを謳い、当概地の将来的な活用を位置づけている。

そこで、全体の利活用コンセプトとして①自然性、②歴史性、③健康の3つのテーマに置いた整備・利用を検討した。

### 【江戸川流入に際しての分流によるビオトープ型水質浄化(自然)】

利根運河の課題のひとつである江戸川への汚濁負荷を軽減させるために、流出前に運河から分流させ、敷地を用いて豊かな水生動植物の生息・生育するビオトープを兼ねたヨシ浄化等による生物浄化を行う。さらに今上落(一級河川、千葉県管轄)に導き流況改善を図ると共に、江戸川に注ぐ流達過程において、さらなる浄化を図る。こうした整備によって、当該地における自然性はさらに向上すると考えられる。

### 【利根運河全体の歴史・文化と自然を広くアピールするためのシンボル施設(歴史)】

利根運河を軸としたエコツーリズムの展開を見据え、由緒ある歴史・文化や良好な自然環境に親しむための情報発信に重点をおいたシンボル施設の設置を図る。

### 【新川・今上耕地の田園・水環境特性を踏まえた総合公園の整備(健康)】

首都圏においては、都市化の進展に伴い、くつろぎや癒しの空間の重要性が高まっている。このため、伸びやかな田園風景を背景とし、水辺の生きものとの触れ合いや農業体験が可能な公園的環境の整備が望まれる。また、地元自治体の流

山市では、「レクリエーション・リラクゼーション機能を有する総合公園の整備を促進」することを謳い、当該地の将来的な活用を位置づけている。

### ●「利根運河のフットパス」の活用に向けたインフラ整備

利根運河の“緑豊かな水辺の回廊として人と水辺空間のふれあいの場”（「利根川水系河川整備基本方針」による利根運河の位置づけ）として魅力を向上させる上で、運河の堤防を中心に歩きながら、素晴らしい蛇行景観を楽しんだり、周辺の自然散策や歴史文化にふれあう「フットパス」は、利根運河の地域資源を活かす最も有効な方策のひとつである。近年、心を癒し健康増進にもなる「フットパス」は手軽な野外レクリエーションとして人気が高まっているが、多くの来訪者を惹きつけるためには、今ある良質な素材をさらに活かすための計画的な環境改善や基盤整備が必要と言える。

ひとつは、地域独自の個性を強くアピールする景観対策の充実である。「景観法」が制定され、多くの人々の景観に対する関心が高まり、良好な景観地域に対しては顕著な交流人口の増加が認められ、地域振興や活性化の観点からも景観対策への注目が集まっている。利根運河周辺地域についても、良好な景観要素の集積が再認識されつつあるものの、緑を分断する建造物の増加や調和を欠いた屋外広告物、電柱・鉄塔の林立など、対策を講じる必要がある課題が数多くある。これらについては、関係市の連携による「景観法」を用いた統一的な規制誘導のルール化や景観改善事業の導入を進めることが望まれる。

「利根運河フットパス」の効果的な整備展開を図るうえで、景観形成と共に重要なのは、来訪者が快適かつ効果的なウォーキングを行うためのインフラ整備である。これは、フットパスのルートに近接した場所に、適度な間隔で休憩・休息施設が設けられ、これらの施設にトイレ・水飲場・四阿・ベンチや案内板・解説版などの基盤的施設が整備・配置されているか否かである。これらの施設整備は、特に年配者や女性、子どもなどの多様な利用者を見込むうえで、留意すべき基本条件と言える。利根運河フットパスのモデルコース沿いのインフラ整備状況を見ると、利根運河に接した隣接地で13カ所程、運河より概ね500m以内までの周辺地域を含めると計46カ所におよぶ公園・休憩施設が整備されており、一定程度の集積がある地域と見ることができる。しかしながら、中・下流域に比べ上流域では少なく、特にトイレが全く無い点が憂慮される。

今後、「利根運河フットパス」を水辺空間のふれあいの場として効果的な活用を図る上で、現況のインフラ整備状況の分析をもとに、地域的なバランスに配慮し関係市や河川管理者が一体となって計画的な整備を進めていくことが望まれる。

#### f. 推進組織「利根運河周辺地域合同協議会」（仮称）設立の提案

前述の各プログラムを具現化するためには、利根運河周辺 5 市並びに千葉県、国土交通省、研究機関、専門家等の連携が重要となる。そこで、本調査を契機として生まれた地域の連携を継続していくために、新たに利根運河周辺地域合同協議会を組織して、推進することを提案する。この組織は、目指す将来像に向かって、広域の視点から適切な施策を立案・選択・推進するとともに、市民向けの公聴会や説明会を開催するなどして、合意形成を図る役割を担うものと位置づけられる。

#### 【協議会のイメージ】

景観に関する取組みが一連のアクションプログラムの核と位置づけられることから、景観を保全し活用するための計画の策定を目標とする。

また、河川専門委員会における利根運河をケーススタディとした調査・検討の結果を受け、重点取り組みとして提案した項目について、第一の検討課題とする。

##### ・推進体制

協議会の構成するメンバーは、本調査の検討委員会委員を中心として、国、県、関係市、学識経験者、関係 NPO、関係企業等に広く呼びかける。

検討委員会の後継的な組織については、速やかに合意が得られない場合、設立準備会を設けて調整する。

##### ・総会

年 1 回程度開催して方針を打ち出し、以下の分科会の進捗を監督し分科会の結果を承認する。

##### ・分科会

アクションプログラムごとに設置し、進捗状況に合わせ適宜（各年 2 回程度）開催する。

##### ・設置期間

利根運河の水質改善等に向けた、新たな導水方策の開始を 4 年後に想定していることから、協議会の開催期間を平成 19 年度から平成 22 年度まで（概ね 4 年程度）とする。